

町民が幸せを感じることが出来る 協働のまちづくりのしくみ

町民の権利

法律、条例、規則などの範囲内で

- 町政の情報を知る権利があります。
(予算、決算、財政状況、町の施策などの広報、ホームページなど)
- 町政に参画する権利があります。
(審議会などへの参加、パブリックコメントによる意見提案など)
- 協働のまちづくり活動に自由に取り組める権利があります。
(地域づくり協議会活動、サークル活動、社会貢献などのNPO活動など)

町民

まちづくりを共に考え、協働して地域課題を解決



町民の役割

- まちづくりに必要な情報の共有と情報発信をします。
(地域づくり協議会活動のPR、参加のよびかけなど)
- 町政、自治会、地域づくり協議会活動への積極的な参画をします。
- 防災への取り組みをします。
(防災マップの作成、自主防災組織活動への参加など)
- 生涯学習活動に積極的に参加します。
(各種講座・教室、スポーツ活動への参加)

協働のまちづくり

議会

町民の意見や要望を町政に反映



議会(議員)の権限と責務

- 町民への情報提供と開かれた議会運営に努めます。
- 町民の実情や意思を把握して、政策の立案及び提言を行います。
- 協働を基本としたまちづくりに努めます。
- 町民が参画しやすく、より多くの参画の機会を提供します。
- 町政を監視する役割があります。
- 議案を審議し決定する権限があります。
など

町(執行機関)

町民の意思が反映された町政運営



町(執行機関)の権限と責務

- 情報共有の推進に努めます。
- 協働のまちづくりの推進と支援を行います。
- 町民が参画しやすく、より多くの参画の機会を提供します。
- 町民の満足度が高い行政サービスの提供に努めます。
(丁寧、公正、誠実に)
- 自治会及び地域づくり協議会活動への支援を行います。
- 生涯学習への参加の機会を提供します。
- 計画的で効果的な行財政運営に努めます。
- 危機管理体制の充実と強化に努めます。
- 町長は、町民の信託を受け町を統括し、町政を代表しています。
など